

○ 兵庫県高等学校商業教育協会会則

改正	昭和 50 年	6 月	11 日
	昭和 52 年	6 月	9 日
	昭和 60 年	6 月	11 日
	昭和 61 年	6 月	10 日
	平成 10 年	6 月	12 日
	平成 12 年	6 月	7 日
	平成 18 年	3 月	2 日
	平成 20 年	6 月	5 日
	平成 21 年	3 月	10 日
	平成 21 年	5 月	29 日
	平成 27 年	6 月	8 日

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は兵庫県高等学校商業教育協会（略称商業協会）と称する。
- 第 2 条 本会は兵庫県高等学校における商業教育の振興を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。
- 1 商業教育の振興に関する調査・研究
 - 2 商業教育の振興に関する助成・奨励
 - 3 研究会・競技会の開催
 - 4 関係諸団体との連絡・協調
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要と認める事項
- 第 4 条 本会の事務局は理事長在職の学校に置く。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は兵庫県内の商業に関する学科を設置する高等学校とする。
なお、理事会の承認を得て商業教科・科目を選択履修する高等学校および個人会員を加えることができる。

第 3 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- 1 理事長 1 名
 - 2 副理事長 3 名
 - 3 常務理事 若干名
 - 4 理事 若干名
 - 5 監事 3 名
- 第 7 条 理事長は本会を代表し、会務を統括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれに代わる。
理事は理事会を構成し、諸般の事項を審議する。常務理事は本会の常務を掌る。
監事は本会の会計を監査する。
- 第 8 条 本会の役員の選出は次のとおりとする。
- 1 理事長、副理事長は理事会において会員中より推薦し、総会において決定する。
 - 2 常務理事は理事会において互選する。
 - 3 理事は校長会・商業科主任会および事務局より選出する。
 - 4 監事は理事会において会員中より推薦し、総会の承認を得る。
- 第 9 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
なお、顧問は理事長の諮問に応ずることができる。
- 第 10 条 本会の役員の任期は 2 年とし、補欠による就任者の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任することができる。
- 第 11 条 理事長は会務を遂行するために事務局を置くことができる。

第4章 運 営

第12条 本会の会議は総会・常務理事会・理事会とする。

第13条 総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。理事長はこれを招集する。ただし、緊急の場合は理事会をもって代えることができる。この場合は、次回総会に報告しなければならない。

総会は次の事項を審議する。

- 1 会計報告および役員報告
- 2 予算審議ならびに予算の承認
- 3 その他必要と認められる事項の審議

第14条 常務理事会・理事会は必要に応じ理事長が招集し、出席者の過半数をもって決する。

第15条 総会の議決のために代議員を置き、総会の議決は代議員の過半数による。

なお、代議員の議決権は委任状により行使することができる。

第16条 本会の運営の円滑を期するために次の会を置く。

- 1 校長会 会員校の校長により構成する
- 2 教頭会 会員校の教頭により構成する
- 3 商業科主任会 会員校の商業科主任により構成する

第17条 本会に次の研究部を置く。

- 1 簿記研究部
- 2 珠算・電卓研究部
- 3 ワープロ研究部
- 4 英語研究部
- 5 情報処理研究部
- 6 商業経済研究部

第18条 本会に次の委員会を置く。

- 1 研修委員会
- 2 進学委員会
- 3 就職委員会
- 4 改善委員会
- 5 定通委員会

第5章 会 計

第19条 本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第20条 本会の会年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

第1条 本会則は昭和45年12月1日から施行する。

○総会代議員の選出方法に関する細則

第1条 代議員は会員校の校長、教頭および商業科目担当教員より会員校で選出する。

第2条 会員校の商業に関する学科を設置する高等学校の代議員の数は商業科の学級数により次のとおりとする。

学 級 数		代議員数
1学級以上	4学級以下	1名
5学級以上	9学級以下	2名
10学級以上	15学級以下	3名
16学級以上		4名

② 商業教科・科目を選択履修する会員校の代議員の数は1名とする。

第3条 会員校は、第2条により選出された代議員の氏名を総会開催日1週間以前に、本協会事務局へ文書で通知する。

○ 理事および常務理事の選出に関する細則

第1条 会則第8条3項による理事の選出は次のとおりとする。

- 1 校長会 商業に関する学科設置校の校長により構成する
- 2 商業科主任会 10名
- 3 事務局 3名

第2条 会則第8条2項による常務理事の選出は次のとおりとする。

- 1 校長会 3名
- 2 商業科主任会 3名
- 3 事務局 1名

第3条 会則第10条に規定する任期中に理事が転任または、教科が異なった場合は本細則1条により再選する。

○商業科主任会細則

(目的および構成)

第1条 商業科主任会(以下「主任会」という)は会員校の商業科主任をもって組織し商業協会の事業を推進するために諸般のことを研究する。

(招 集)

第2条 主任会は原則として理事長が招集する。

(予 算)

第3条 主任会に関する予算の配分は毎年度はじめに理事長が決定する。

○競技委員会細則

(名 称)

第1条 本委員会は兵庫県高等学校商業教育協会××競技委員会(以下「競技委員会」という)と称する。

(性 格)

第2条 競技委員会は、会則第3条3項に関する事項について、立案・審議し、理事長の承認を経て、これを執行する機関である。

(競技委員会の構成)

第3条 競技委員会の委員は、会員校の校長および当該科目担当教員中より理事長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 競技委員会に委員長および副委員長を置く。

委員長は校長より、副委員長は教諭より理事長が委嘱する。

(委員長等の任期)

第5条 競技委員会の委員長・副委員長および委員の任期は1年とする。

ただし、再任することができる。

(委員長等の任務)

第6条 委員長および副委員長は理事長の指示を受けて、会務を統括し、理事長に報告しなければならない。

(経費)

第7条 競技委員会の経費は、商業協会の予算をもってあてる。

(実施要領)

第8条 競技委員会の実施要領は別に定め、常務理事会の承認を経るものとする。

(細則の改廃)

第9条 競技委員会の細則の改廃は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

第10条 競技委員会の細則は、平成18年4月1日から施行する。

○会費に関する細則

第1条 個人会員は年額1,000円とする。

○慶弔内規

第1条 本会の慶弔内規を次のとおり定める。

1 本会に功績のあった者が離任したときは感謝状と記念品を贈る。

2 その他必要なときは、理事会において協議する。

第2条 この内規の運用については、理事会に諮るものとし、緊急の場合は、理事長の裁量による。

(注) 第1条1項の「本会に功績のあった者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本会の役員・検定委員その他本会の運営に従事し、功績があり理事会で認められた者。

(2) 永年(原則20年以上)にわたり、商業教育に従事し会員校の商業教育の振興、発展に努めた者で、当該学校長から申請があり理事会で認められた者。

○競技委員会会計内規

(会計)

第1条 競技委員会会計は、収入支出ともすべて、兵庫県高等学校商業教育協会一般予算に計上するものとする。

(会計責任)

第2条 競技委員会会計の処理は、各競技委員会委員長がこれにあたるものとする。

(予算案の作成と提出)

第3条 競技委員会の翌年度予算計画案は、競技委員会委員長が、これを作成するものとする。

前項予算計画案は、競技委員会委員長が3月10日までに理事長に提出しなければならない。

(委員会収入)

第4条 参加料およびその他のすべての収入は商業協会会計に納入するものとする。

(委員会の会計処理)

第5条 競技委員会の会計処理にあたって、予算額を超えて支出の必要が生じた時、委員長は速やかに理事長に報告し、理事長は適宜な措置を講じ、次回の総会・理事会に報告しなければならない。

(会計の報告)

第6条 競技委員会の会計報告は、当該競技委員会委員長が、理事長に競技終了ごとに文書をもって行い、適宜所属委員にも報告する。

○ 簿記競技大会競技実施要領

- 1 競技の期日 毎年1回、6月第3土曜日
- 2 競技参加資格 県下高等学校生徒（原則として協会所属生徒）
- 3 参加料 参加選手1名につき100円
- 4 競技の時間 90分間（第一部、第二部各45分）
- 5 競技会場 競技委員会で決定する。
- 6 幹事校 検定本部校が行う。
- 7 申込の方法・受付 幹事校が行う。
- 8 参加者の報告 競技委員会主任は理事長へ参加者数、校名、入賞者、成績を競技会終了後文書で報告する。
- 9 問題作成 競技委員会委員が協議して問題作成委員を決定し作成する。
- 10 問題の送付と保管 幹事校が保管する。
- 11 競技委員 競技委員は競技委員会の推薦により理事長が委嘱する。
- 12 答案の審査・採点 競技会当日競技委員会委員により審査・採点する。
- 13 賞状・賞品の作成準備 当番校は競技委員会主任とよく協議のうえ作成・準備する。
- 14 成績発表 成績の発表は当日行なう。
- 15 書類の保管と処分 競技委員会主任が行う。
- 16 会計 競技委員会の予算・会計の処理等は、兵庫県高等学校商業教育協会競技委員会会計内規により実施する。

○ 珠算・電卓競技大会競技実施要領

- 1 競技の期日 全国高等学校珠算・電卓競技大会県予選大会 5月下旬、土曜日
兵庫県高等学校電卓競技大会 5月下旬、土曜日
- 2 競技参加資格 県下高等学校生徒（原則として協会所属生徒）
- 3 参加料 参加選手1名につき100円
- 4 競技の時間 団体競技・個人総合競技・個人種目別競技
- 5 競技会場 検定本部校が決定する。
- 6 当番校 検定本部校が当番校となる。
- 7 申込の方法・受付 検定本部校が行う。
- 8 問題作成 業者に委託する。
- 9 問題の送付と保管 検定本部校が保管する。
- 10 大会委員 検定本部校の推薦により理事長が委嘱する。
- 11 答案の審査・採点 審査委員がこれにあたる。
- 12 成績の報告 検定本部校が競技終了後理事長へ文書で報告する。
- 13 賞状・賞品の作成 賞状・賞品の作成準備は幹事校が行なう。
- 14 成績発表 成績の発表は当日行なう。
- 15 書類の保管と処分 書類の保管と処分は検定本部校が行なう。
- 16 会計 競技委員会の予算・会計の処理等は、兵庫県高等学校商業教育協会競技委員会会計内規により実施する。

○ ワープロ競技大会競技実施要領

- 1 競技の期日 毎年1回、4月第4日曜日
- 2 競技参加資格 県下高校在学学生（原則として協会所属校生徒）、ただし、定時制高校生で専門のタイピストを除く。
- 3 参加料 参加選手1名につき100円
- 4 選手人員 参加選手は各校1チーム選手6名、補欠2名とする。
- 5 競技の時間 10分間（ただし、選手を数回に分けて行う。）
- 6 競技会場 競技委員会においてそのつど決定する。
- 7 幹事校 検定本部校が行う。
- 8 申込の方法・受付 幹事校が行う。
- 9 参加者の報告 競技委員会主任は理事長へ参加者数、校名、入賞者、成績を競技終了後文書で報告する。
- 10 問題作成 競技委員会委員が協議して問題作成委員を決定し作成する。

11	問題の送付と保管	問題は本部校で保管し、競技委員会立会の上開封する。
12	競技委員	競技委員会委員がこれにあたる。
13	答案の審査・採点	競技会当日競技委員会委員によって審査する。審査・採点は競技規定により同一の答案を3回審査する。
14	表彰	団体は5位まで、個人は10位まで表彰する。(ただし、参加数により変更することがある。)
15	賞状・商品の作成準備	幹事校は、競技委員会主任とよく協議のうえ作成準備する。
16	成績発表	競技会当日行う。
17	書類の保管と処分	競技委員会主任が保管し、処分する。
18	会計	競技委員会の予算・会計の処理等は、兵庫県高等学校商業教育協会競技委員会会計内規により実施する。

○ 情報処理競技大会実施要領

1	競技の期日	毎年1回、6月第1土曜日
2	競技参加資格	原則として協会加盟校の商業に関する学科に在籍する18才以下の生徒
3	参加料	参加選手1名につき100円
4	競技の時間	80分間(第1部、第2部 各40分間)
5	競技会場	競技委員会においてそのつど決定する。
6	幹事校	検定本部校が行う。
7	申込の方法・受付	原則として幹事校が行う。
8	参加者の報告	競技委員会主任は理事長へ参加者数、校名、入賞者、成績を競技会終了後文書で報告する。
9	問題作成	競技委員会が協議して問題作成委員を決定し作成する。
10	問題の送付と保管	幹事校が保管する。
11	競技委員	競技委員は競技委員会の推薦により理事長が委嘱する。
12	答案の審査・採点	競技会当日競技委員会委員により審査・採点
13	表彰	団体は3位まで、個人は6位まで表彰する。
14	賞状・賞品の作成準備	当番校は競技委員会主任とよく協議のうえ作成・準備する。
15	成績発表	競技会当日行う。
16	書類の保管と処分	競技委員会主任が行う。
17	会計	競技委員会の予算・会計の処理等は、兵庫県高等学校商業教育協会競技委員会会計内規により実施する。

○ 生徒研究発表会実施要領

1	発表会の期日	毎年1回、2月上旬
2	参加資格	県下高等学校生徒(原則として協会所属生徒)
3	発表時間	12分間以内
4	発表会場	発表会においてそのつど決定する。
5	幹事校	検定本部校が行う。
6	申込の方法・受付	原則として幹事校が行う。
7	参加者の報告	発表委員会主任は理事長へ参加者数、校名、入賞者、発表を発表会終了後文書で報告する。
8	発表委員	発表委員がこれに当たる。(商経委員)
9	審査・採点	別途依頼する。
10	表彰	最優秀賞1校、優秀賞2校、他優良賞
11	賞状・賞品の作成準備	幹事校は発表委員会主任とよく協議のうえ作成準備をする。
12	成績発表	発表会当日行う。
13	書類の保管と処分	発表委員会主任が保管し処分する。
14	会計	発表委員会の予算・会計の処理等は、兵庫県高等学校商業教育協会競技委員会会計内規により実施する。

○ 英語スピーチコンテスト実施要領

- 1 競技の期日 毎年1回、11月第1日曜日
- 2 競技参加資格 全商協会の会員校在籍生徒であること。
(レシテーションの部は英語を日常語とする外国在住6ヶ月以上の経験者は出場不可)
- 3 参加料 参加選手1名につき100円
- 4 幹事校 検定本部校が行う。
- 5 参加申込 締め切り9月下旬、県立神戸商業高等学校英語検定委員会
- 6 発表会場 発表会においてそのつど決定する。
- 7 種目 レシテーション（課題の中から1つを選ぶ、制限時間3分30秒）
スピーチ（創作原稿、制限時間3分30秒）
- 8 審査委員 3名（うち2名はNative speaker）
- 9 審査基準 発音、態度、記憶、内容等
- 10 表彰 最優秀賞1名、優秀賞2名、奨励賞（若干名）
各部門最優秀賞受賞者は全国大会に出場
- 11 賞状・賞品の作成準備 幹事校は発表委員会主任とよく協議のうえ作成準備をする。
- 12 成績発表 成績の発表は当日行なう。
- 13 書類の保管と処分 書類の保管と処分は発表委員会主任が行なう。
- 14 会計 発表委員会の予算・会計の処理等は、兵庫県高等学校商業教育協会競技委員会会計内規により実施する。

○ 卒業生成績優秀者表彰制度

- 1 目的
当会会員校において、高校在学中人物・学業成績ともに優秀な卒業生に対し、これを顕彰するものである。
- 2 被表彰者資格と表彰者数
当協会会員校在籍者で、各会員校1名とする。
- 3 被表彰者の条件
高等学校在学中、勤勉で人物・学業成績とも優秀な者。
- 4 表彰手続き
所属学校長から表彰推薦書を兵庫県高等学校商業教育協会理事長に提出する。
- 5 表彰時期
高等学校卒業時
- 6 記念品
表彰者に記念品を贈る。
- 7 賞状
表彰者に賞状を贈る。

○ 各種競技大会および生徒研究発表会成績優秀者表彰制度

1. 目的
当会会員校において、高校在学中に公益財団法人全国商業高等学校協会主催の各種競技大会および生徒研究発表会の全国大会において、優秀な成果を上げた生徒を顕彰するものである。
2. 被表彰者資格
当協会会員校在籍者で、全国大会において優勝した個人および団体とする。
3. 表彰手続き
所属学校長から表彰推薦書を兵庫県高等学校商業教育協会理事長に提出する。
4. 表彰時期
当該年度の大会終了後
5. 記念品
表彰者に記念品を贈る。
6. 賞状
表彰者に賞状を贈る。